

日本歯科衛生教育学会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、日本歯科衛生教育学会 Japan Society of Dental Hygiene Education (JSDHE) と称する。
- 第2条 本会の事務を処理するため、事務所を置く。
- 2 事務所は、東京都豊島区駒込1丁目43番9号(一財)口腔保健協会内に置く。

第2章 目的

- 第3条 本会は、歯科保健・医療・福祉の社会的な要請に応えるべく、歯科衛生学教育の向上を目指すとともに、歯科衛生学の発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

- 第4条 本会は、目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 総会の開催
 - (2) 学術大会の開催
 - (3) 学術誌「日本歯科衛生教育学会雑誌(日衛教育誌)」の刊行
 - (4) 歯科衛生学教育に関する研究および情報交換
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第4章 会員

- 第5条 本会は、下記のものをもって組織する。
- (1) 正会員：学会の目的に賛同する者
 - (2) 学生会員：歯科衛生士養成機関に所属し本会の目的に賛同する学生(大学院生を含む)
 - (3) 賛助会員：本会の目的に賛同する個人、又は団体で理事会の承認を得た者
 - (4) 名誉会員：本会のための功績が顕著で、理事会の承認を得た者
- 第6条 本会に入会を希望する者は、日本歯科衛生教育学会入会申込書を本会事務所に提出する。
- 2 入会を認められた者は、所定の期日までに所定の入会金および年会費を納入しなければならない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返納しない。
- 第7条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。
- (1) 退会
 - (2) 会費の滞納(3年間)
 - (3) 死亡
 - (4) 除名
- 2 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。
- 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があった会員については、理事会で審議し、評議員会の議を経て理事長が除名することができる。
- 第8条 会員は、学術誌の配布を受けることができる。
- 第9条 会員は、研究成果を学術誌および学術大会に発表することができる。

第5章 会費

第10条 本会の会費は以下のように定める。

- (1) 正会員、学生会員の入会金は、2,000円とする。
- (2) 年会費は正会員8,000円、学生会員1,000円とし、年度当初に納付する。
- (3) 賛助会員の会費は、年額一口50,000円とし、一口以上とする。
- (4) 名誉会員は、年会費を納めることを要さない。

第6章 役員及び役員選出

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 常任理事 10名以内
- (5) 評議員 50名以内
- (6) 監事 2名

第12条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 理事長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は本会の運営を行う。
- (4) 常任理事は、本会の運営に関する日常の会務を分担する。
- (5) 評議員は本会の運営を援助する。
- (6) 監事は、本会の会計および資産を監査する。

第13条 役員を選出は、次のように行う。

- (1) 理事長は、理事会において理事の中から選出し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
- (2) 理事は、評議員会において評議員の中から選出し総会の承認を得る。
但し、理事長指名の副理事長と理事を若干名置くことができる。
- (3) 監事は、会員の中から理事長が指名し総会の承認を得る。
- (4) 評議員は、正会員の中から選出する。評議員の選出方法は別に定める。

第14条 役員任期は、次のように定める。

- (1) 理事長、副理事長、理事および監事の任期は3年とし再選を妨げない。
- (2) 理事長、副理事長および監事は、引き続き2期を超えることはできない。
- (3) 評議員の任期は3年とし再選を妨げない。
- (4) 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。但し、総会の議決により解任された場合はこの限りではない。

第15条 学術大会を開催するために役職を置く。

2 大会長

- (1) 大会長の任期は1年とする。
 - (2) 大会長は、学術大会を主宰し、開催、運営を行う。
 - (3) 大会長は正会員の中から理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 大会長は、学術大会の運営および演題の選定等について審議するため、委員会を組織することができる。

第7章 機 関

第16条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 理事会
- (4) 委員会

第17条 総会は、理事長が招集する。

2 総会の議長は、総会に出席した評議員の中から選出する。

3 総会は、本会の運営に関する重要事項を決議する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他、理事会が必要と認めた事項

4 総会は、年1回開催する。但し、正会員の5分の1以上からの請求があったときおよび理事会が必要と認めたときは、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。

5 総会における議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第18条 評議員会は、理事長が招集し、議長は出席した評議員の互選とする。

2 評議員会は、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

3 評議員会は、年1回開催する。但し、評議員の3分の1以上からの請求があったときおよび理事会が必要と認めたときは、理事長は臨時に評議員会を開催しなければならない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第19条 理事会は、理事長が招集し議長を務める。

2 理事会は、本会運営の事業計画、予算案を作成し、総会において承認を受ける。

3 理事会は年2回開催する。但し、理事の3分の1以上からの請求があったときは、理事長は臨時に理事会を開催しなければならない。

4 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

5 理事会における議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第20条 本会は、その目的および事業を達成するために、必要な委員会を置く。

第8章 会 計

第21条 本会の会計は、一般会計および特別会計とする。

2 特別会計については別に定める。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

4 本会の経費は、入会金、年会費、学術大会参加費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第22条 本会監事は、毎年度の事業内容および決算を監査し、総会に報告しなければならない。

第9章 会則の変更

第23条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

2 前項の承認は、前条に関わらず出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付 則

1. 本会則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

2. 本会則は、2021年（令和3年）12月14日に改定のうえ、2022年4月1日から施行する。